

デジタル活用共生社会実現会議（第3回）

平成31年3月28日

1 日時

平成31年3月28日（木）16時30分～18時00分

2 場所

総務省 7階 省議室

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

村井純座長、浅川智恵子構成員、安念潤司構成員、石川准構成員、内永ゆか子構成員、打浪文子構成員、大杉豊構成員、神尾文彦構成員、須田裕之部会長代理、竹中ナミ構成員、松本純夫構成員、森義博構成員、横山正明構成員、若宮正子構成員

（2）オブザーバー

柴崎哲也（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、遠藤雅典（文部科学省）、小田切未来（経済産業省）梶元伸（総務省自治行政局地域振興室）、武藤真郷（総務省行政管理局企画調整課）、坂中靖志（総務省国際戦略局技術政策課長）、三田一博（総務省情報流通行政局地上放送課）、山碕良志（総務省総合通信基盤局事業政策課）

（3）総務省・厚生労働省

<総務省>

國重徹総務大臣政務官、鈴木茂樹総務審議官、安藤英作大臣官房総括審議官、赤澤公省情報流通行政局審議官、犬童周作情報流通振興課長

<厚生労働省>

新谷正義厚生労働大臣政務官、内山博之障害保健福祉部企画課長

4 議事要旨

(1) 開会

【村井座長】 それでは、定刻となりましたので、これより第3回デジタル活用共生社会実現会議を開催いたします。本日、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、荒木構成員、都竹構成員、根本構成員、山脇構成員はご欠席、此本構成員、小宮山構成員は代理の方に出席をいただいております。石川構成員は、本日、ジュネーブからウェブ会議で参加をいただいております。その後、現地の会議にご出席のため途中退席されることとございますので、ICTアクセシビリティ確保部会で部会長代理をお務めいただきました須田先生にも、本日はご出席いただいております。よろしくお願いたします。安念構成員に関しては17時ごろのご到着と伺っております。それから、両政務官はさまざまな会議があり、後で来ていただけると伺っておりますけれども、現在はまだお見えになっておりません。

本会議は、前回同様ペーパーレス会議でございますので、議事の要約筆記及び手話言語通訳を入れておりますので、ご了承いただきたいと思っております。本会議のマイクは無線で通信しておりますので、現在置いている場所から本体を動かさないでいただくとともに、黒い赤外線センサーの部分に物を置かないようにしてください。今回の座席は五十音順であります。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【犬童情報流通振興課長】 事務局の総務省の犬童でございます。本日の資料は、お手元のタブレット端末に議事次第、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4及び座席表を入れてございます。タブレットの左上の資料名をタップいただくことで、表示する資料を選択することができます。

タブレット端末の操作方法は紙で配付しておりますけれども、ご不明の点がある場合は事務局までお申しつけください。

(2) デジタル活用共生社会実現会議報告

【村井座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。両部会での検討結果を受けた本会議における取りまとめということについてのご議論をいただくのが、今会議の目的でございます。よろしくお願いたします。そのために、事務局から報告資料に基づいた取りまとめ内容

について説明していただいた後、ICTアクセシビリティ確保部会の石川部会長及び須田部会長から、ICT地域コミュニティ創造部会は安念部会長から、各部会での検討の模様や結果についてコメントをいただきたいと思います。その後、45分程度、ご意見をいただく時間を設けております。

それでは、早速事務局からの説明をお願いいたします。

【犬童情報流通振興課長】事務局でございます。資料3-1をお開きいただきたいと思っております。資料3-1に基づきご説明申し上げます。なお、資料3-1のほかに資料3-2として、デジタル活用共生社会実現会議の下で開催していたICT地域コミュニティ創造部会の最終報告があります。こちらは主に高齢者、男女平等参画、多文化共生の観点からご議論いただいた報告書でございます。それから、資料3-3はICTアクセシビリティ確保部会の最終報告ですが、こちらは障害者に対するICT利活用支援を中心にご議論いただいた報告でございます。

両部会でご議論いただき提言いただいた内容は、両部会に相互に関係するものがございまして、両部会長とご相談の上、親会には、両方の部会の施策を整理統合した上で、資料3-1という形でまとめさせていただいております。

そのため、資料3-1でご報告をさせていただきたいと思っております。資料3-1の1ページをご覧ください。まず、1ページ目に背景、目指すべき社会像ということでまとめさせていただいております。背景として、人生100年時代ということで、総人口が減少していく中、高齢者の割合の増加、生産年齢人口が減少していく局面に入っております。

平均寿命、健康寿命の延伸により、100歳以上の人口が2065年には55万人と推計されています。このような中、年齢・性別・障害の有無、国籍等にかかわらず、社会をみんなで支えていくことが必要と、まとめさせていただいております。

2つ目、真ん中の四角では、本格的なIoT、AI活用の時代が到来について記載しております。5Gの進展、普及に伴い、これからいろいろなものや人に関するビッグデータのリアルタイムでの収集が可能となり、AIの性能も向上します。そういった中、AIスピーカー、ウェアラブル端末、AI家電等々のいろいろな開発普及が進んでいくと思われま

す。こういった技術や関連サービスの開発普及により、日常生活等において従来できないと思われたようなことが可能になるほか、就業構造や社会のあり方自体も変化していく可能性があると思っております。

こういった背景事情を踏まえ、1ページの下の方枠にありますように、人類史上5番目の新しい社会であるSociety 5.0のさまざまな可能性を地域の特性に応じて活用することを推進していきます。こういった社会において、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、または担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂（インクルーシブ）」な社会の実現を目指すとするべき社会像として記載してございます。

2ページは、デジタル活用共生社会の実現に向けた主な課題とICTによる解決支援施策ということで、両部会でまとめていただいた施策を課題に合わせて整理してございます。高齢者は身体機能・認知機能の低下というのが1つ目の課題でございます。2つ目の課題が、生きがい、再活躍の場の創出、3つ目の課題が、独居世帯の増加に伴うつながりの希薄化への対応ということで、書かせていただいております。

2つ目の枠に、障害者の社会参画ということで、障害者の課題をまとめました。1つ目の課題として日常生活等の支援、2つ目として就労環境の整備、3つ目として社会の意識改革（心のバリアフリー）と書いてございます。

3つ目の枠でございます。男女平等参画における課題として、1つ目が育児・介護等による離職の防止、仕事と育児・介護等の両立があります。2つ目として、ICTスキル習得による活躍へのきっかけづくりという課題を書いてございます。

最後に、多文化共生に関する課題として、1つ目が言葉の壁、2つ目が生活基盤の立ち上げにおける課題、3つ目が文化等の相互理解という3つの課題を整理させていただきました。

3ページをご覧いただきたいと思います。デジタル活用共生社会における課題とICT活用施策を曼陀羅という形でまとめてございます。四角が大きく5つございまして、さらにその上に四角がございまして、これが目指すべきデジタル共生社会であり、高齢者の生きがい、再活躍の場の創出、障害者の社会参画、男女共同参画、多文化共生の4つを位置づけてございます。その回りに4つの四角を並べてございまして、それぞれ高齢者、障害者、育児・介護等世代、在留外国人等に対するICT活用による支援施策を記載させていただいております。

こういった社会を実現するには、ICT利活用による支援策だけでは難しいので、アスタリスクに書いてありますように、他省庁の施策との連携が必要です。

以下、4ページ以降、施策の内容についてご説明申し上げます。4ページ目、デジタル

活用支援員でございます。高齢者に対する課題として、高齢者の生きがい、再活躍の場、つながりの希薄化への対応、障害者の社会参画等々を課題として挙げています。それに対する対応としてデジタル活用支援員のモデルの構築というのをやってはどうかということでございます。

支援員のイメージでございますけれども、ボランティアベースでございますが、年齢等も含めまして制限は特にないと考えております。地域の高齢者、あるいは自然発生的に地域で活動されていますNPO団体の方々、携帯事業者、メーカー、家電量販店等々の従業員、退職者の方をイメージしてございます。

そういった支援員の方の役割でございますが、身近な場所で身近な者に相談できるという仕組みでつくれないかと思っており、地域の町内会・自治会のエリアを基本単位とした形で、高齢者等の求めに応じ、またはみずから働きかけて、スマートフォン、AIスピーカー、AI家電等の機器・サービスの利用に関する相談を受ける形を想定しております。

支援員がいない地域は、ほかの地域の支援員が出張するほか、インターネット（ウェブ会議等）を使った相談機会を提供も考えられると、部会のほうでご議論いただいております。

あわせて、高齢者に対する支援ですので、単にICTスキルの支援だけではなく、体調や悩みの相談があわせて行われる可能性もございます。そのため、地域の町内会・自治会、社会福祉協議会、地域運営組織等とも必要に応じて連携しながら活動を行っていくことも考えてございます。

こういった支援員に対するサポートは、国や民間事業者団体、あるいはNPO団体等で役割分担のモデルをつくりながら対応していきたいと思っております。例えば支援員の広報、あるいは募集、支援員のサポート、支援員のインセンティブ付与（表彰等）、支援員の活動費用（交通費等）、あるいは研修といったものについて、国、民間事業者団体、NPO団体等の役割分担を考えながら進めていきたいと思っております。その上で、ある程度モデルの形が固まった上で普及・展開の状況を見ながら、必要に応じて制度化が必要な場合には検討してまいりたいと考えてございます。

あわせて、一番下のところに書いてございますけれども、周知広報とか、関連ポータルサイトの整備についてのご議論がございました。新しい機器・サービスがどんどん登場してきますので、そういうサービス動向、マニュアル等について、支援員が適宜参照できるようなポータルサイトを整備することが必要とまとめております。例えば、支援員の活動

におけるトラブル事例、支援員同士のSNS機能やネットワークの構成といったことも含まれるとで考えてございます。

5ページは、今申し上げた支援員の仕組みのイメージを絵にしたものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。地域ICTクラブについての説明です。高齢者のつながりの希薄化、障害者の就労環境の整備、男女平等参画におけるICTスキルの習得による活躍のきっかけづくり、それから多文化共生の文化間の相互理解に資するものではないかということで、まとめさせていただいております。

次の7ページをご覧くださいと思います。参考として、地域ICTクラブ普及推進事業の概要を掲載しております。平成30年度に実証事業を23地域でやってございますけれども、地域ICTクラブというのは、地域で子供、学生、社会人、障害者、高齢者等がものづくり、デザイン、ロボット操作等々、そういったものを楽しく学び合う中で、ICTに関するスキルを世代を超えて学び合う仕組みでございます。

6ページにまた戻っていただきまして、そういう実証事業を踏まえまして、今後、全国展開に向けてガイドラインを整備することをご提言いただいております。ガイドラインは、目的・役割から、立ち上げにおける課題への対応、あるいはメンターの確保、講座の設計・運営、継続可能な運営のあり方等々をまとめる予定です。

それから、いろいろなタイプがございます。スキルアップ型とか、多世代交流型とか、障害者のICTスキル習得型とか、タイプ別にいろいろな運営のポイント等についてもまとめてお示ししていきたいと思っております。

その下の黒丸にありますように、地域コミュニティを創造していくという性格もあわせ持つということ踏まえ、あわせて、ここにあるような取り組みについても推進していければと考えてございます。児童館、児童センター、社会教育施設、地域学校共同活動等と連携、福祉施設や老人クラブ等と連携した障害者、高齢者と学び合う場の設定、ICTスキルを学ぶことによる育児・介護等世代活躍の推進、在留外国人やその家族も参加していただき、多文化共生における異文化の相互理解等の推進。あわせまして、地域ICTクラブのICTスキルを教える人たち、メンターについては、先ほどご説明申し上げました、デジタル活用支援員としても活動していただくことも今後考えられますので、デジタル活用支援員との連携についても考えていきたいと思っております。

その下にありますように、地域ICTクラブについて、一定の認定スキームを導入してはどうかというご議論がございました。ガイドラインを全部満たすというわけではない場

合でも、大まかな基本的な理念を共有していただいて、地域ICTクラブという憲章をもとに活動していただくための認定制度も今後創設予定です。認定の際の条件として一番にくるのは、公序良俗に反するような団体ではないことが挙げられます。そういった内容が記載された憲章を示し、認定する仕組みを導入してはどうかということでございます。

それから、2つ目の枠でございます。これからの社会を担う人材育成と地域ICTクラブとの連携ということでございます。地域ICTクラブのうちステップアップ型について、初級、中級、上級にステップアップしていき、これから企業が求めるICTスキルを持った人材育成につながる新たな仕組みを検討していくことということでございます。将来の自社人材の育成等も目的とした、企業運営型の地域ICTクラブとか、社会で求められるICTスキルの習得等を意識した活動を想定しています。例えば、総務省の取組である地域の才能ある人材を発掘して、地域発のイノベーションの種を育成していくといった取り組みである地域異能プレスクール、経産省さんの行われている未来の教室、産業の未来を意識した学習環境の整備を行う等、そういったところと連携した取り組みということを考えてございます。

8ページに移っていただきたいと思います。障害当事者参加型技術開発の推進という項目でございます。課題としましては、障害者の方の日常生活の支援、あるいは高齢者の方の身体機能の低下に対応するものとして、障害情報共有プラットフォームの構築と記載させていただいております。障害者向けのICT機器・サービスの潜在的な市場性についての基本的な認識の共有として、部会のほうではご議論いただきました結果、3点ございます。

1点目は、障害者だけでなく、今後、高齢者、あるいは健常者等も対象として含めた形で市場が形成されていくということをご共有すべきということです。2点目が、これから5G、IoTによる多様なデータの収集が可能になりますので、それを踏まえてAIの分析の向上を通じて、既存の支援機器等の機能向上や、新たな機器・サービスの開発の促進が可能になることでございます。3点目が、汎用的な機器・サービスについては、国内市場のみならず海外市場も視野に入れた開発を促進するとであり、こういった3点の認識の共有をすべきだというご提言をいただいております。

その上で、障害者向けのICT機器・サービスの開発助成を、国としても強化するとともに、段階的に推進する施策として、障害関連情報共有プラットフォームの構築、データベースの整理と書かせていただいております。障害者向けICT機器・サービスの分野横

断的な共有・活用のため、1つ目が、既存のデータ等の整理でございます。ユーザー側、メーカー側、両方ございまして、ユーザー側については障害者団体の方々が持っているニーズや、困りごと等のアンケート結果、研究機関等々が持っているデータを含む研究論文、障害者関連団体がまとめていらっしゃる支援機器等の商品カタログ等々のデータでございます。それから、メーカー側については、障害者向けの機器・サービスの情報、機器・サービスの実際の活用に当たってのデータについての共有といったことを考えてございます。

2つ目がI o T、A I活用、モニター等の協力を得まして、障害者当事者の個々人の状況を把握するためのデータ収集を行うということを記載しております。これは、統計データ、匿名加工情報といった形で、個人情報秘匿した形で収集することが必要だと思っております。機器・サービスの開発段階から当事者の方に参加していただく、あるいはI o T、A Iの活用による研究開発を進めていく、利用者からの実際の開発中の機器・サービスに関する意見等の収集といったことを考えてございます。

あわせて、こういったデータベースの整理に加え、各種機能の整備という形で3つ目に書いてございます。内容として、障害者のニーズ、困りごとへの支援等に適した機器・サービスの検索・情報入手機能というものが1つございます。開発するメーカー同士でデータを共有し、相互活用するという機能や障害者の方も含めたモニターの確保のためのマッチング機能といったことも考えております。

その下に小さい字で書いてありますけれども、こういったプラットフォームの構築に当たりましては、障害者の関連団体、あるいは、同様の取り組みを行う公益法人とも連携しながら、一からつくるのではなく、既存のものを組み合わせながら作っていただくと考えてございます。

2つ目に、需要創造型市場の形成等に向けて2点記載しております。政府情報システムの調達につきまして、現行の調達基準がございますけれども、その調達要件を強化していきます。これについては後ほどご説明申し上げます。2つ目として、特別支援学校・高等教育機関等における障害者向けのI C T機器・サービスの利用環境を整備することとさせていただきます。

最後に、将来的な検討課題ということで、こういったプラットフォームの整備状況を踏まえ、さまざまな関係者に参加していただき、I C T機器・サービスの開発段階からの評価システム（P D C Aサイクル）を検討してはどうかといったことを記載しております。

また、ICT機器・サービスの標準化、認証、国際展開支援等々についての検討についても記載させていただいております。

9ページは、先ほどもご説明しましたプラットフォームのイメージを例として書いています。

10ページは情報（コミュニケーション）アクセシビリティの確保ということで、障害者に対する社会の意識改革という課題への解決策としてまとめてございます。

解決策の1つ目が、情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組みの導入です。アメリカでは、障害者向けの機器・サービス等を開発する企業が、自社で開発する機器・サービスが法令等のアクセシビリティ基準を満たしているか自己申告するVPAT、Voluntary Product Accessibility Templateという仕組みがございまして、民間の業界団体の方がこういったフォーマットをつくって、企業が自己評価して、ホームページに公表するという仕組みです。「日本版VPAT」と言っていますけれども、この日本版を導入してはどうかということでございます。

2つ目、(2)となっていますけれども、情報アクセシビリティ確保の強化のための政府全体への提言ということで、以下の項目について、政府全体として取り組んではどうかということを提言として書かせていただいております。ここだけ政府全体と書かせていただいておりますのは、事務局である総務省、厚生労働省のみならず、他の関係省庁も関連しなければ実現しない取り組みでございますので、政府全体への提言という形で書かせていただいております。

1つ目、先ほど申し上げましたように、政府情報システムの調達に関しまして、現在、調達要件はCIOの連絡会議で決定されているデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに沿っているところ、その要件を強化したいということです。先ほど申し上げました日本版VPATの仕組みを作り、VPATの活用を追加してはどうかということで、現在、所管している内閣官房とも調整を始めてございます。

それから、2つ目でございますけれども、2014年批准の障害者権利条約において求められております、障害者に対する情報利用の機会の確保について、米国のリハビリテーション法第508条や、欧州アクセシビリティ法——これは先日、3月13日に成立した法律でございますけれども、こういったものの動向を踏まえまして、実効性を高める取り組みを検討してはどうかということで、政府全体への提言として記載させていただいております。

次の11ページは、テレワーク等の環境整備でございます。1つ目として、障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援のためにテレワークの環境整備を行うと記載しております。地域の中小企業等において、障害者、育児・介護等世代、高齢者等の雇用を促進する観点から、サテライトオフィスや在宅勤務のために必要な機器等の整備を行う場合の支援も検討いたします。

そのほか、既に関係省庁で行っておりますけれども、テレワークの普及展開に向けた取り組み、テレワーク・デイズ等の国民運動等とセミナーの開催を含めまして、引き続き推進してまいりたいと思っております。

2つ目に、地域ICTクラブの推進ということでございます。これは、先ほど地域ICTクラブの説明でも申し上げましたように、障害者、高齢者との学び合いの場の構築、あるいはICTスキルを学ぶことによる育児・介護世代等の活躍の推進ということで、再掲させていただいております。

2つ目の大きな枠は、障害者を雇用する企業等における雇用環境の整備でございます。IoT、AI等を活用した企業における雇用環境の整備を検討します。障害者の状態把握、就労中の状態把握、それを共有することによって適切な配慮をするような仕組みの構築が求められます。例えば、炎天下で農作業をやっている障害者の方で喉が渇いて水が飲みたい場合でも、なかなか自分からは言えないといった場合に、バイタルデータをバックオフィスで管理しながら、適切に水を提供するといったような開発を進めていきます。

また、工場等で作業工程をIoT、AIを活用しながら見直しを行い、この工程については、この障害の方には対応可能だということを見つけていただき、雇用を促進していただくといった取り組みを進めてはどうかということでございます。

その他、他省庁と連携しながら進めていくと記載しております。

次のページは多言語対応・オープンデータの推進について記載しております。これは主に多文化共生に向けた課題への対応でございます。1つは、やさしい日本語の活用ということでございます。やさしい日本語とは、日本語を学習している外国人の方に、わかりやすいように簡単な言葉や語彙、文法で、短くはっきりと話す活動でございます。既に横浜市とか愛知県で先進的に取り組まれているようでございますが、こういった先進的な取り組みを全国に広げていくべきとまとめております。

その際に、やさしい日本語というのは、多言語翻訳の翻訳精度の向上につながりますので、そういったことを意識しながらやさしい日本語の活用を推進していきたいと思ってお

ります。あわせて、やさしい日本語は、知的障害の方、あるいは発達障害の方とのコミュニケーションにも資するという点でございますので、両方を兼ね備えた仕組みとして展開してはどうかと考えてございます。

2つ目が、生活基盤の立ち上げ等に必要な手続等に関する官民オープンデータの推進ということでございます。生活基盤の立ち上げに必要な行政手続や、各種公共サービスの手続について、官民オープンデータの推進を進め、各種支援アプリの開発支援を行うといったことや、日本特有の制度——具体的には教育とか、年金とかありますけれども、そういった仕組みの解説とか、あるいは外国人特有の食文化、あるいは宗教儀礼等に関する情報の一元化を行うことが提言されています。

その他、相談窓口情報の一元化において、AIとか、児童応答システムの活用するものの支援、あるいは多文化交流の場の提供として、ICTクラブを活用、政府全体の提言としまして、多文化共生社会に向けた基本法の検討といったことを記載させていただいております。

資料の説明は以上でございます。

【村井座長】ありがとうございます。それでは、ICTアクセシビリティ確保部会での検討状況について、石川部会長からコメントをいただけると伺っております。

【石川構成員】石川です。

【村井座長】はい、よろしくお願いいたします。

【石川構成員】遠隔から音声のみの参加で失礼します。犬童課長から、部会の取りまとめを含めて詳しい説明がありましたので、私は2点のみコメントをさせていただきたいと思っております。今日が親会の最終回ということはよく承知しておりますけれども、だからこそといたしますか、にもかかわらずといたしますか、1点、部会長として懸念を持っている点についてお話しして、親会で議論していただければと思います。

もう一点は、その反対で、今回の部会の取りまとめにおいて、事務局も御尽力いただいて、1つ、成果と言えるものが出たのではないかと思う点がございますので、この2点についてコメントさせていただきます。

まず1点目です。部会のほうの資料の3-3、障害者の就労支援なのですが、ざっくり言うと、企業等における障害者の雇用環境の整理に関する2項目の考え方が示されています。1点目が障害者の状態把握と適切な配慮ということで、IoT、AI等を活用することにより、障害者の状態把握と、その共有による適切な配慮を可能とする仕組みを

つくっていくということが望ましいとしているわけですが、これについて1点、重要だと考えているので、コメントさせていただきます。

配慮、合理的配慮、労務管理、この3つは全く異なる概念です。合理的配慮というのは、英語ではReasonable accommodationです。それを何十年か前に合理的配慮というふうに訳したことで、この配慮という概念が曖昧になっております。私も含めて研究者が途中で修正すべきでした。

一方、配慮というのは、Consideration、気遣いという意味です。合理的配慮と、配慮と、労務管理というのは、考えてみれば全く異なるものなのですが、日本語では、これらを1つの言葉でぼんやりとくるんでしまうことで、私たちの分析的な理性が働かなくなっている感じがします。これは、業務管理者、あるいはコンピューターが、就業する障害者の状態を把握、調整するという考え方だとすれば、障害者権利条約や、各種の労働法に照らしての問題点についての検討、論点整理が必要であると考えますが、それについては踏み込む時間的余裕が残念ながらありませんでした。この点について、親会で村井先生のもと、ご議論いただけると幸いです。

障害者の障害特性を考慮した環境整備や、合理的配慮による個々の人の持つ能力をいかに発揮できるようにするというのが、権利条約が求めている大原則です。また、支援技術というのは、人を支援する技術のことでありまして、人を監視し、制御する技術を支援技術とは言わないということも申し上げておきたいと思います。

できるだけ精神障害や発達障害のある人たちを企業で雇用し、企業の中で戦力として働いてもらうための工夫、考え方としては理解できないわけではないが、先ほど述べた人権という観点や、労働法に基づくような観点が全くないのは、まずいのではないかというふうに考えております。

2点目、こちらのほうは、今回の前進と思っている点ですが、アクセシビリティ確保のための施策として、VPATの導入ということに踏み込んでいただきました。企業等が自社で開発したICT機器・サービスが各種の情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己申告する、日本版VPATの仕組みを導入していこうという方向で調整していただいているということで、非常に望ましいことだと考えております。

提言のところに書いてございますけれども、政府情報システムの調達に関して、現行のデジタルガバメント推進標準ガイドライン、CIO連絡会議、決定、平成31年2月25日における調達要件の強化ということで、VPATの導入、活用ということを追加してい

ただけるといいなと思っております。

それから、もう一点は、こういったことについて、この分野について、P D C A サイクルを回していくための常設の会議が必要だということも、提言として掲げさせていただいています。

私のコメントは以上です。ありがとうございました。

【村井座長】ありがとうございました。それでは、その後、須田部会長代理からもコメントをいただきたいですけれども、その前に新谷政務官がこの後、またご公務でご退席と伺っておりますので、コメント、ご感想などを伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

【新谷厚生労働大臣政務官】本日は、お忙しいところを委員の皆様方におかれましてはご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

これまで、この会議では I C T を活用して誰もが豊かな人生を享受できる共生社会の実現に向けた方策を検討するために、I C T アクセシビリティ確保部会、I C T 地域コミュニティ創造部会において、各部会の皆様からさまざまなご提案をいただいているところでございます。前回の会議におきまして、委員の皆様方から多くのご意見、ご提案について伺いまして、共生社会の実現のためには、I C T の活用という観点からも、さまざまな取り組みを推進することが非常に重要であるということ、改めて実感いたしました次第でございます。

年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が支え合う共生社会を実現できるよう、この会議でいただいているさまざまなご意見、ご提案を踏まえ、引き続き総務省さんと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

【村井座長】どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今の石川部会長のコメントに関する須田部会長の代理のコメントのほうをお願いいたします。

【石川構成員代理（須田）】筑波技術大学の須田でございます。石川部会長の今のお話を受けて、最終回の最終案をつくる時に私が担当させていただきましたので、3点ほど、全体に対してのコメントをさせていただきたいなと思っております。

まず1点目が、今回は技術について考える部会でしたが、その中で、これから

人的支援というものと技術がうまく組み合わさった形で進めていくことが、デジタル活用だということを改めて強調したいということが1点です。

2点目は、インクルーシブな社会が、今この時点でだんだんと新しく出ていますが、今後は小さいときから、社会の中でお子様が、教育の中でインクルーシブな社会を実際に経験していくことにより、共生社会というのを実感として学んでもらえるような社会づくりに、将来的に持って行ってもらいたいというのが2点目でございます。

3番目に、これは提言の中にございますけれども、いろいろなコンソーシアムの検討につきまして、今回はアドホックでございますけれども、今後、常設化というものをできるだけ希望したいと。特に個別障害としてではなく、いわゆるバリアフリーコンフリクトというような考え方もございますので、社会的な環境、全体的な仕組みで、一堂に会してコンソーシアムなり、検討体制ができるといいですねというようご意見がございました。

以上でございます。

【村井座長】ありがとうございます。先ほど石川先生がご指摘になっていたこの配慮の点、これはいかがですか。

【石川構成員代理（須田）】筑波技術大学の須田でございます。先ほど石川部会長のお話の中で、今回の資料の中に障害者当事者の自己決定というよう表現をさせていただくという形で、今、先ほどの石川部会長の中では、表現がちょっとよくないかもしれないですが、いわゆる労務管理的なものであってはならないと。そのためにも、私どもの部会では、障害当事者の方々の自己決定を支援する、そういうような形の情報というものが必要だろうという形にさせていただいております。

（3）自由討議

【村井座長】ありがとうございます。それでは、そのほかの件、ございますでしょうか。

それでは、ご説明に引き続き意見交換を受ける時間とさせていただきますので、どなたでもお願いいたします。國重政務官にも来ていただきましたけれども、ご挨拶は意見交換の後にいただくということになってはいますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のご説明と、今の石川部会長、それから須田副部会長に関するコメントをお願いいたします。

大杉さん、どうぞ。

【大杉構成員】（手話言語で発言）改めまして、筑波技術大学の杉と申します。今回の報告を見ますと、先ほどの説明も聞きますと、本当にいい内容にまとめられてい

と思います。さまざまな国民の方たち、また外国人の方たちも含め、多くの方たちがともに生きる社会を目指すという、デジタルを活用して何ができるのか、それを非常にわかりやすくまとめていただけたと思います。

また、私が前々回の会議で申し上げました、情報アクセシビリティについても、非常に大切なポイントとして含めていただきましたこと、心から御礼申し上げます。

先ほど須田先生からもお話がありましたが、人的支援と技術的な支援、この2つを合わせて初めてデジタル推進、デジタル支援ができる、まさにそのとお리と思います。その上で、1つ申し上げたいことがございます。

報告の最後にありました多文化共生社会についてです。その中で、多言語という言葉が出てきておりますが、それについて、実際今生活している社会の中ではたくさんの言語というのがあふれていると思います。皆さんも実感していらっしゃると思います。

しかし、残念なことに、法規、法律などの中では、言語についてきちんと定められているものがないと思います。多言語社会である事実を受け入れる前提として、日本語が公用語であることを明確にする必要があるのではないのでしょうか。国語という言い方もあります。これも非常に曖昧なままです。結局国の言葉というと、国語なのか、日本語なのか、どちらなのでしょう。日本人としてはどちらであっても言語生活自体は変わらないですが、これから多言語の社会を迎える時、言語が規定されていない法規のままの状況で良いのか、私は非常に懸念しております。日本の法規の中で言語の定義について、日本手話言語も含めて、整理が必要ではないかと意見として申し上げます。

手話言語について申し上げますと、例えば、4月1日に政府から新元号の発表があります。当然日本語で発表があると思いますが、そのときに、手話表現は考慮されていないと思います。日本人のろう者もまた日本人であり、日本手話言語を使っているのですから、手話表現も同時に発表していただきたいと思います。今回は難しいようなので、4月1日の発表後、厚生労働省の標準手話研究事業の枠組みで、全国手話研修センター日本手話研究所が手話表現を決めて、4月2日に発表する段取りとなっております。そういうことも含め、言語について法規の整備、整理をぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

【村井座長】ありがとうございます。そのほかのご意見、伺うことはできますでしょうか。

まず、若宮構成員からお願いいたします。

【若宮構成員】若宮でございます。前回お話ししたものの補足ですけれども、シニアの自立支援に関する当事者としての追加意見です。自立支援で最も重要な項目は、医療及びICTを利用した人間拡張機能による視聴覚機能——見たり聞いたりするほうの改善と補完が一番大事だと思います。これは、本人のクオリティ・オブ・ライフの向上のためでもありますし、就労機会の拡大のためにも、介護費用節減のためにも、非常に重要な項目だと思います。

というのは、人間にとってのインプットの機能ですので、これを強化しておけば、認知症予防にもかかわってきます。高齢による視聴覚機能の低下というのはわずかずつ進行するので、なかなか本人も周りも気がつきにくいんですけれども、気がつくとかかなり進行しているということが起こり得ます。特に過疎地などで専門医の受診をする機会が非常に少ないところでは、思うように解決できない。

例えば目であれば、白内障は手術で解決できるのに手術ができない、緑内障は、これ以上悪くしないような治療をすることが可能なのにできない、聞こえにくい場合に、最新式の補聴器が今は随分進歩しているのに、昔から使っているものをそのまま使っているというようなことです。

解決策として、そういうことをキャンペーンすると同時に、過疎地などには、専門医の受診が困難なときには、年1回程度、相談キャラバン部隊みたいなのをつくって、過疎地を回って、高齢者の検査とか、アドバイスをしてあげるような機会が必要ではないかということ、追加させていただきます。

【村井座長】ありがとうございます。

森さん、お願いいたします。

【小宮山構成員代理（森）】三菱総合研究所の森と申します。よろしくお願いいたします。私、地域の普及というところで少しお話をさせていただきたいと思います。デジタル活用支援員にせよ、ICTクラブにせよ、非常に重要な取り組みと考えておりますけれども、これは結局各地域にいかにか普及・浸透するかということなくしては、具体的な成果というのは出てこないと思います。

ですから、こういうことが制度としてできた後、各地域にどう浸透していくかということまでぜひフォローしていただいて、具体的な実効あるものになる制度にさせていただいて、なおかつ地域の中でまだらになるというのは非常に不公平が生じると思いますので、

場合によっては自治体間をまたぐような支援というのにも必要ではないかと思います。それは、国の主導なり、ご指導なりがなくして、こういう横のつながりというのなかなかできにくいと思いますので、ぜひそこまで具体的には実効の出るところまで、今後も活動していただければと思います。よろしく願いいたします。

【村井座長】ありがとうございます。

それでは、神尾さん、お願いいたします。

【此本構成員代理（神尾）】野村総合研究所の神尾でございます。此本の代理ということで発言をさせていただきます。非常に多岐にわたって有益な政策提言をまとめていただき、ありがとうございます。ここで掲げられているデジタル支援員、ICTクラブ、各種コンソーシアムを含めて、これからどのように運営を持続させていくかという観点が非常に重要であると思っています。

例えば地域をみたときに、それぞれ事情が違うわけで、それを勘案したうえで、どのような主体と組んで、高齢者へのデジタル支援やICTクラブを運営していくかを検討していく必要があります

その際、身近な存在として、厚生労働省主管のシルバー人材センターがございます。大体1,300地域ぐらいあります。60歳以上の高齢者が登録されているので、まさにデジタル支援のイメージとも一致します。本政策を推進するうえでシルバー人材センターとの連携を考えてもらいたいと思います。

地域ICTクラブの点でいうと、企業がCSVの名のもとで取り組んでいる諸活動と連携することが有効なのではないでしょうか？弊社も徳島県の三次市で、10名前後の社員がテレワークによるシステム開発を行っています。その場で、自治体の方からいろいろアドバイスを求められるケースも多いと聞いています。このように、企業のテレワーク拠点と連携しながらICTクラブのメンバーを出していくのも考えられるのではないかと思います。

もう一つ、持続可能性で発言させてください。最近タブレットをコミュニティベースで配って、高齢者の方に買い物支援をお願いしている団体があります。その組織が困っているのは、タブレットを配れば配るほど、高齢者の方からいろいろ相談を受けるということです。情報機器の普及に反して、手がすごく必要になってくるということです。高齢者の方にタブレットを提供するだけでなく、その相談あるいは見守りとセットで、どのようにICT習熟の効果を高めていくか、そこが重要となります。

また、相談員に対するマネジメントを誰が行うか、という視点も重要です。マネジメントという経験でいうと、企業、しかも製造業のOBの方なども類似の経験を持っている方がいらっしやると聞いています。そのような人の確保も含め、地域単位で持続可能なICTクラブのマネジメント体制をどう作っていくのが重要だと考えます。以上でございます。

【村井座長】ありがとうございます。どうぞ、よろしくをお願いします。

【浅川構成員】浅川です。アクセシビリティ部会のほうに参加いたしました。その中でさまざまな議論をさせていただき、今回の報告書の中にも反映していただきましたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。

その中で2点、コメントさせていただきます。まず、資料3-1の5の地域ICTクラブに関してです。アクセシビリティ部会の議論でも、高等教育、そこからつながる高度就労というものに対する支援体制について、コメントさせていただいてきました。ここでは大学との連携という表現の中で反映されたのかなというふうに感じています。

ただし、高度就労を支援するための体制として、やはり地域ICTクラブの枠組みだけで、本当に実現できるのかという点に疑問があります。といいますのも、例えばスクリーンリーダーというソフトウェアがありますが、それは一般的なアプリケーションをアクセス可能にすることはできても、企業の中で利用されている特殊なアプリケーションのアクセス可能にするためには、スクリプトというものを記述して、音声で読めるようにしなければいけません。

そういったスクリプトの書けるスキルのある方は日本には、数えるほどしかいらっしゃいません。世界的に見ても少ないです。こういう特殊なスキルなくして高度就労を支援することは難しいという現状を鑑みて、今後の認定資格等の議論に取り上げていただければと思います。各地域でそのような方を輩出していくには、まだまだ時間がかかると思いますので、国レベルでそういった人材をどのように育てるのかについて、ご議論いただければと思います。

もう一つは、7の情報アクセシビリティ確保です。2014年の権利条約批准から始まって、米国508条、欧州の法律などの動向を踏まえて、その実効性を高める取り組みを検討とあるのですが、ここをできればもう少し具体的に踏み込んでいただけないでしょうか。例えば、米国の「アクセスボード」のような常設の委員会をつくって、今後検討していく、という形で表現できれば大変すばらしいなというふうに感じています。

以上です。

【村井座長】ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

では、松本先生。

【松本構成員】松本です。私は、この中で唯一臨床医だと思いますけれども、若宮構成員もおっしゃいましたし、森構成員もおっしゃいました、いわゆる遠隔医療というものは、総務省と厚労省で組んで行えば良いと思っています。先ほど言った専門医の偏在ということも、東京にいる専門医が地方の方に対して応えることも可能なので、遠隔医療で解決可能です。

それから、3月にNTTと一緒にやった試みでは、介護施設、あるいは老健施設の認知症になっている方を精神科医が診断をしたんですが、十分そのレベル、進行度合いを判断できるということもありました。4K、あるいは8Kカメラを使うと、かなりもっと精密な診断、顔色とか、脱水状況とか、肝機能とか、画像だけでも随分類推することができるということがわかりましたので。

ただ、まだ限定的、実験的な段階です。現実には、去年の4月1日から、厚生労働省はオンライン診療を認めました。しかし、1回の通信でいわゆる700円しか診療報酬が入りません。でも、社会のニーズは明らかに高まっていますので、総務省と厚労省が組んで、もう少しいろいろな意味での国民に対するサービスを考えていただければ、ありがたいと思います。

以上です。

【村井座長】ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、横山さん。

【横山構成員】デジタル機能に使う上での知的障害者の立場ですが、機能を使うのに親とか支援者が難しいから使わせない、あとデジタル活用支援員についてなんですが、親が管理していて、本人はなかなか使う機会がないとか、使う自由を失われるとか、そういうことがこれから発生するんじゃないかと思います。

私、本人活動といいまして、知的障害のある人がグループをつくっているいろいろなことをやっていく活動のリーダーを務めているんですが、そこでも親が管理していて、自由に使えないというのが、活動していく上ですごく不便だな、何で使えないんだろうなどとすごく毎日悩んでいます。自由に使うには、親や知的障害関連で働いている人と、支援員、当事者……。

表現が難しいんですけれども、自由に使えるには、間に立ってくれる人が必ず必要だなと思います。間に立ってくれる人も、親や知的障害関連に働いている人の味方になって、当事者を閉じ込めてしまうということが今でもあるんです。管理されてしまうと、人間というのは成長しなくなってしまうんです。表現が難しいんですけれども、知的障害のある人が自由に生活できるように、知的障害のある人の味方になってくれる人を国で育成していただければ、すごく我々の生活も変わるかと思うので、ちょっと考えてみてください。

以上。

【村井座長】ありがとうございます。どうぞ。

【打浪構成員】打浪と申します。今、横山さんが話されたことに少しつけ加えます。

石川先生もおっしゃったとおり、やはりICTやAI等は、知的障害や意思決定が難しい方の意思決定に資するものでなければならないというのが最大の問題ではないかなと思います。そのためには、デジタル活用支援員やICTクラブというものが、真の意味で知的障害のある方にも参加しやすいような形になることが必要です。また、そうした場に参加した際、デジタル活用ということが自分たちの生活をどのように支えていて、これからどう変えてくれる可能性があるものなのかということ、知的障害のある人たちにわかりやすいかたちで、丁寧に伝えていく必要があると思います。

いろいろな構成員からも出ていましたけれども、地域のまだらさをクリアする問題や、ICTクラブ等の運営の持続性も、これと関連の深い問題であると考えます。先ほどの石川先生のお話にもつながると思うんですけれども、わからないまま使えないで終わってしまうことのないよう、知的障害のある人たちがこのデジタル化の社会の中で一層切り離されていくことがないような体制づくりが必須かと思えます。

先ほど出た労働の問題に関連して言いますと、知的障害のある人たちにとって、自分が何をされているのかわからないままAIによる管理だけが進んでいくということは、全くその方の自己決定や意思決定支援に資することと反します。これからの社会において、一人一人の権利を守るということと、ICTの活用というのがきちんと両立していくための基盤整備が、具体的な施策の中で進められるべきだと考えます。

【村井座長】ありがとうございます。

では、内永さん。

【内永構成員】大変よくまとまっていて、素晴らしい展開になってきているなと思いますし、こういったことをまとめていただいたことに感謝したいと思います。これを見ている

ときにつくづく思ったのは、今の状況で考えられることは全て盛り込んであると思うのですが、ご存じのように、IT、ICTの進歩のスピードというのは極めて早いので、今時点でベストだと思っても、常にアップ・ツー・デートしていく、ないしは新しい要素を加えていくことをしていかなないと、すぐに陳腐化してくる。

もっと言うと、いいと思ってやってきたことが、やっぱりちょっとまずかったねと思った時にどう修正をしていくかということも大事です。社会としての変化に対するダイナミズムをどうやってコントロールし、どうやって進歩に対して常に変化をさせていくかということが、実はすごく大事なのではないかなと思います。

そういう意味で言うと、ICTという一言の言葉でくくられるのですが、余りにも関係していることが多いということもあって、こういった仕組みに対するフィードバックをかけたり、発展させたり、変化をさせるためのセンター・オブ・コントロールというようなもの——コントロールというのはあまり言葉はよくないですが、要するに現状、将来を見て、フィードバックをかけ、また変えていくということを一体どういう仕組みで行うかということを考えるべきだと思います。今言うには次期とおっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、始めるときに考えておかないと、始まってしまうと、皆さん、忘れてしまうので、私はその要素は必ずどこかに入れておいていただきたいと、そのように思いました。

【村井座長】ありがとうございます。先ほど横山さんの発言についての厚労省の方のコメントをいただけるということですのですけれども、よろしいでしょうか。

【内山障害保健福祉部企画課長】知的障害者の方のいろいろな意思の決定支援ですとか、周囲の方の理解ということは非常に大切だと思っております。特に、知的障害者の方が自分が希望することを実現していけるように意思を決定していくというところについては、厚労省としても応援をさせていただきますし、また、周囲の方の知的障害者の方への理解というところも、内閣府ともども、さまざまな施策を講じていますので、そうした中で今いただいた意見も踏まえて、知的障害者の方々の意思がより実現できるように努めていきたいと思っています。

【村井座長】ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

ICT地域コミュニティ創造部会での検討について、部会長として安念委員にコメントをいただくという部分が飛ばしてあったのですけれども、よろしいでしょうか。

【安念構成員】ご指名いただきました、安念でございます。遅刻をしてしまいまして、大

変更無礼をいたしました。申しわけございません。

当部会の最終報告については、既に犬童課長からご紹介があったことと存じますので、私はどういう感想を持ったかだけお話し申し上げたいと思います。その前に、当創造部会の構成員はかなり多彩でございまして、ICT産業そのものに携わっておられる、その中で中核的な働きをしておられる方はもちろん、福祉の関係の方、地方自治体の関係者、その他、いろいろでございました。

お一人で複数の役割を兼ねている方も、もちろんいらっしゃいました。そういう構成でございまして、7回、会議をいたしました。これは私は大変驚いたことなのですが、デジタル活用支援員の議論に資するために、もう既に地域で同じような発想で活動を開始しておられる団体であるとか企業というのがかなりあるということを知りました。大変勇気づけられる結果でございました。

それから、地域ICTクラブについては、これは既に走り出している事業でございますので、全国各地から現に活動しておられる地域ICTクラブの皆さんにお越しをいただき、現状とか課題についていろいろ教えていただきました。やはりサステナビリティというのは大変難しいことで、大変馬力のある方がやっていたらっしゃるので、今はいいんですけども、そういう方々もいつかはその活動から引いていかなければなりませんので、その後、どうやってサステインしていくのかは大変重要な課題だということが、当たり前のことですが、よくわかりました。

地元で大学があるということは大変なメリットなんですけれども、やはり全国津々浦々に大学があるわけではございませんので、利用できるリソースには地域によってかなり偏りがあります。こういう言い方をすれば失礼かもしれませんが、大変不利な状況の地域も当然ある。その中でも、ICTクラブを立ち上げて頑張っておられる方々がおられるということを知った次第でございます。

それから、ICTを利用して、男女共同参画、多文化共生に役立てようという検討もいたしました。これも、既に多くの取り組みがあるということがわかりました。日本語を易しい、外国語に通訳可能な日本語にするという、日本人のための訓練が必要であるということも知った次第でございます。

全体を通じて、私の感想でございます。先ほど私はちょうど着席をいたしましたときに、隣の浅川先生が、就労支援は望ましいことだが、大変レベルの高い話だとおっしゃっていました。私も全く同感でございます。私どもの部会で扱った仕事というのは、例えてみれば

ば農業の土づくりのようなものではないかと感じておりました。いきなり高い収量とか、高い値段で売れる作物をつくるのではなくて、まずは何年かかけて土づくりをするということではないかという気がいたしました。そういう土づくりも大切なことだと思って、取り組んだ次第でございます。

それから、もう一つ、この私どもの検討の過程の中では、例えば子供さん、障害を持った方、シニアの方、そういう方が誰でも自由に、気軽に参加できて、ICTを自分のために使えるような社会を目指したいということだったのでございますが、先ほど横山さんがおっしゃってくださったことを伺い、私の中でちょっともやもやしていたことが非常にすっきりいたしました。

ICTを、例えばシニアの方、障害者の方、子供さんに装備することで、その人々を何か別の目的のために使おうという話ではないんです。その人のために、その人がよりよく生きるためにICTを武器にさせていただく、そういう取り組みであったし、その点、私は譲れない一線だと思うんです。もちろん、ICTを装備することによって、例えば経済成長がなされるなら、それはそれで結構です。しかし、それは私は目的ではないなということ強く感じた次第でございます。

いろんな方に教えていただいて、何とか最終報告をまとめることができました。どうもありがとうございました。

【村井座長】ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

竹中さん、お願いします。

【竹中構成員】今まさにおっしゃったように、ICTのために人があるのではなく、人のためにICTがあるということです。その中で、今回の報告書、大変よくまとまっているんですが、私たち、就労だけに特化してやっているものですから、やはりICTを使って働くという部分が、もう少し深堀りが必要かなと思います。

ICTを使うと、ありとあらゆる障害の人がほんとうに多様な働き方ができて、究極のワークシェアとかいうような働き方もできるんですが、それに対して、今の雇用制度はまだまだ追いついていないので、そういう意味では、情報通信を使った、新しいそういった多様な働き方に対するバックアップのできる法整備というのを、もうそろそろ検討の議題に入れていただいてもいいのかなというふうに思います。

以上です。

【村井座長】ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

さて、大変貴重なご意見をいただきました。説明もいろいろいただいたわけですが、取りまとめに向かってご議論いただきました。議論の中でも貴重で、大変重要なことを構成員の方からご指摘いただいたと思っております。それぞれのことはあまりにたくさん課題があるので大変ですが、まずは取りまとめていただいたということは大きな成果ではないかと思いました。

それから、どなたからということは特に申し上げないですが、やはり繰り返しいろいろな方の意見に出てきたこととして、やはり人の意思であるとか、その人の立場であるとか、それぞれ非常に多様性があるわけですから、その中の人間を中心としたICTの利活用から生まれる新しい、あるいは幸せな生き方、すなわちサブライサイドではない視点を持つことが重要だということは、繰り返しいろいろな方からご意見をいただきました。

そういうご意見がきちんと集まるということは、大変貴重な機会ではないかと思いました。その貴重なご意見をこのように交換することができたということは、皆さんの積極的な発言の中から、私たちが学び合うことができるという大変重要な機会になったのではないかと思います。

もう一つ重要な点は、さきほど浅川委員からアクセスボードのような常設の委員会のお話がありましたし、内永さんからも、この会議のように持続可能性をもってチェックをしていくような仕組みがどのようにしたらできるかというご指摘もいただきました。そういうことも、大きな課題、宿題として残していく必要があるのではないかと思いました。

大変貴重なご意見をいただき、人間中心の視点で議論ができるということが持続できるかどうかというのは大変重要だと思います。すぐにできることもたくさんあると思いますので、それはそれで日々の業務としてやっていかなければいけないわけですが、持続可能な体制はどうしたらできるのかについては各省庁協力して考慮していただいて、準備を続けていただく内容かなと思いました。

改めまして大変貴重な視点でご議論いただいたことを感謝申し上げます。松本先生ご指摘の、今の医療の精度の中で遠隔診療をどのように普及できるかなど、具体的なことは日々進んでいけることだと思います。こちらのほうも、ぜひ各省庁を中心に進めていただければと思います。

最後に、ICTアクセシビリティ確保部会、ICT地域コミュニティ創造部会の親会の報告ということがございます。こちらのほうは、今後、座長である私にご一任いただいて、デジタル活用共生社会実現会議の報告として取りまとめていくプロセスが必要になるわけ

です。議論は尽きないですけれども、ご一任をいただくということが必要になってまいります。そのように進めていただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村井座長】ありがとうございます。

それでは、今後、取りまとめました報告書をもとに、事務局で文書版の報告書も作成する予定となっており、構成員の皆様にご照会させていただくということになると思います。いただいたご意見を反映の上で、後日、報道発表とあわせて、総務省ホームページにおいて公表されるということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、電話リレーに関するワーキングは、現在、議論を継続中と聞いておりますので、検討状況について総合通信基盤局事業政策課の方からご説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【山碕事業政策課長】ありがとうございます。資料3-4をお開きください。電話リレーサービスに係るワーキンググループの事務局を厚生労働省さんと協働で務めております、事業政策課の山碕と申します。

左上の電子ファイルのページ、1枚進んで2/7をお開きください。前回の会議でワーキンググループを設置しましたという御報告をいたしました。

次、資料3/7にお進みください。現在までの検討状況です。1月24日に第1回を開催後、2月21日に第2回、3月8日に第3回を開きまして、主に構成員の方からそれぞれの立場における状況をプレゼンテーションをしていただいております。

今後のスケジュールでございますが、次回を4月8日に予定しておりまして、電気通信事業者等からプレゼンテーションをいただく予定にしております。その後、数回のワーキンググループで議論を論点整理などをいたしまして、夏ごろに取りまとめるという予定で検討を進めてまいる所存でございます。

4/7をお開きください。ワーキンググループにおける検討事項でございますが、大きく分けて3つございます。リレーサービスの提供条件や費用負担について、それから、2番目として、オペレーターとなり得る通訳者の要件について、3番目、周知・広報ですとか制度整備、その他の事項について議論をいただいているところでございます。

5/7にお進みください。前回の会合でこの基本的な考え方というのを了承いただいたところでございます。大きく分けて3つございます。安定的・継続的な提供、適正性かつ効率性、実現可能性、こういった事項に配慮をいたしまして、携帯電話を含む電話の利用

環境と同等の利用環境を整備することを目指し、可能なものから段階的に導入すると、こういう考え方で検討を進めていくことにしております。

6／7、7／7は、先ほどご紹介しました検討事項の詳細でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【村井座長】ありがとうございます。今のご説明、ご質問、ご意見等でございますでしょうか。

それでは、電話リレーサービスに係る検討につきましては、また議論がまとまりましたら、本会議でご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、時間が参りましたので、本日の会議はここまでとさせていただきます。

最後に、國重政務官からのご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【國重総務大臣政務官】総務大臣政務官の國重徹でございます。本日も長時間、大変お疲れさまでございました。また、ありがとうございました。今日も、それぞれのご経験を踏まえた貴重なご意見、少しでも内容をよくしようという皆様の思いがあふれた率直なご意見、また本質的な議論をしていただきましたこと、ほんとうに感謝をしております。しっかりと、今日いただきましたご意見についても、今後、活用してまいりたいと考えております。

11月の開会から約4カ月という、大変厳しいスケジュールの中で、両部会の議論をリードしていただきました安念部会長、また、今日ジュネーブからご参加いただきました石川部会長、須田副部会長はじめ構成員の皆様には、ほんとうにお世話になりまして、感謝をしております。そして、村井座長におかれましては、これまでも多大なるご尽力をいただきましたけれども、最終取りまとめに向けまして、いまま少しまたお力添えいただけたらと思っております。

私も総務大臣政務官になり、さまざまな会議に参加をさせていただいております。また、地元に戻って出席した会議のお話をさせていただく機会がありますけれども、その中でこのデジタル活用共生社会実現会議が、地元の方も一番関心を示されている会議になっております。これまでさまざまなご報告とかご議論をいただいたものを今伺いまして、これまで十分にデジタル活用がされていなかったところ、また、これまで十分に光が当たらなか

ったところに対して温かな光を届けていくという、力強い道筋をつけていただくような会議をしていただいたと感じております。

これからは、また今日のご意見を踏まえ、実行が重要になってまいりますので、厚生労働省を含めまして関係省庁としっかりと連携して、この会議の成果を具体的な施策として進めてまいりたいと考えております。

結びに、これまでお力添えいただきました皆様のこれまでのご尽力に心より感謝を申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。皆様、ほんとうにありがとうございました。

【村井座長】 どうもありがとうございました。

以上で第3回デジタル活用共生社会実現会議を終了させていただきたいと思います。なお、先ほどお話しさせていただきましたけれども、ICTアクセシビリティ確保部会の下にある、電話リレーサービスにおけるワーキンググループについては、議論の結果が取りまとめられましたら、ICTアクセシビリティ確保部会会長の石川部会長の同意をいただいた上で、本会議でご報告させていただくという運びになっておりますので、よろしくお願い致します。

両政務官も参加していただき、両省庁の方を中心に、各省庁の方にも参加していただいた大変貴重で画期的な会議ではないかと思えます。こういった体制で議論ができるというのは大変貴重なことだったと思えます。活発に議論にご参加いただきました各構成員の皆様、両省庁をはじめ、この会議を実現していただいた各省庁の皆様に私からも厚く御礼を申し上げたいと思えます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

— 了 —